



2026年5月15日

各位

会社名 美濃窯業株式会社  
代表者名 代表取締役社長 太田 滋俊  
(コード番号:5356 東証スタンダード・名証メイン)  
問合せ先 取締役常務執行役員 管理本部長  
兼総務人事部長 長谷川 郁夫  
(TEL : 052-551-9221)

## 株式給付信託 (J-ESOP) の一部改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、従業員に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託 (J-ESOP)」(以下「現行 J-ESOP 制度」といいます。)について、給付する株式に退職までの間の譲渡制限を付す「株式給付信託 (J-ESOP-RS)」(以下「本制度」といいます。)へ改定すること、制度対象者について現行 J-ESOP 制度の対象者である当社及び当社子会社 (以下、「当社グループ」といいます。)の管理職に加えて当社グループの従業員にも拡大することにつき決議いたしました (以下「本改定」といいます。)ので、下記の通りお知らせいたします。

また、役員を対象とした業績連動型株式報酬制度「株式給付信託 (BBT (=Board Benefit Trust))」についても、給付する株式に退任までの間の譲渡制限を付す「株式給付信託 (BBT-RS (=Board Benefit Trust-Restricted Stock))」に改定することを決議し、BBT-RS に関する議案を 2026 年 6 月 29 日開催の第 164 回定時株主総会に付議することといたしました。BBT-RS の詳細につきましては、本日付「業績連動型株式報酬制度の改定に関するお知らせ」をご参照ください。

### 記

#### 1. 改定の背景

当社は、当社の株価や業績と従業員の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めるため、2014 年に現行 J-ESOP 制度を導入しております。今般、当社は、当社グループの従業員がより一層高い次元で挑戦し、その成果に報いる観点から様々なインセンティブプランを検討してまいりましたが、現行 J-ESOP 制度の一部を改定することといたしました。あわせて、当社の業績向上への従業員の意欲や士気をより一層高めるべく、対象となる従業員の範囲を拡大することといたしました。

#### 2. 本制度の概要

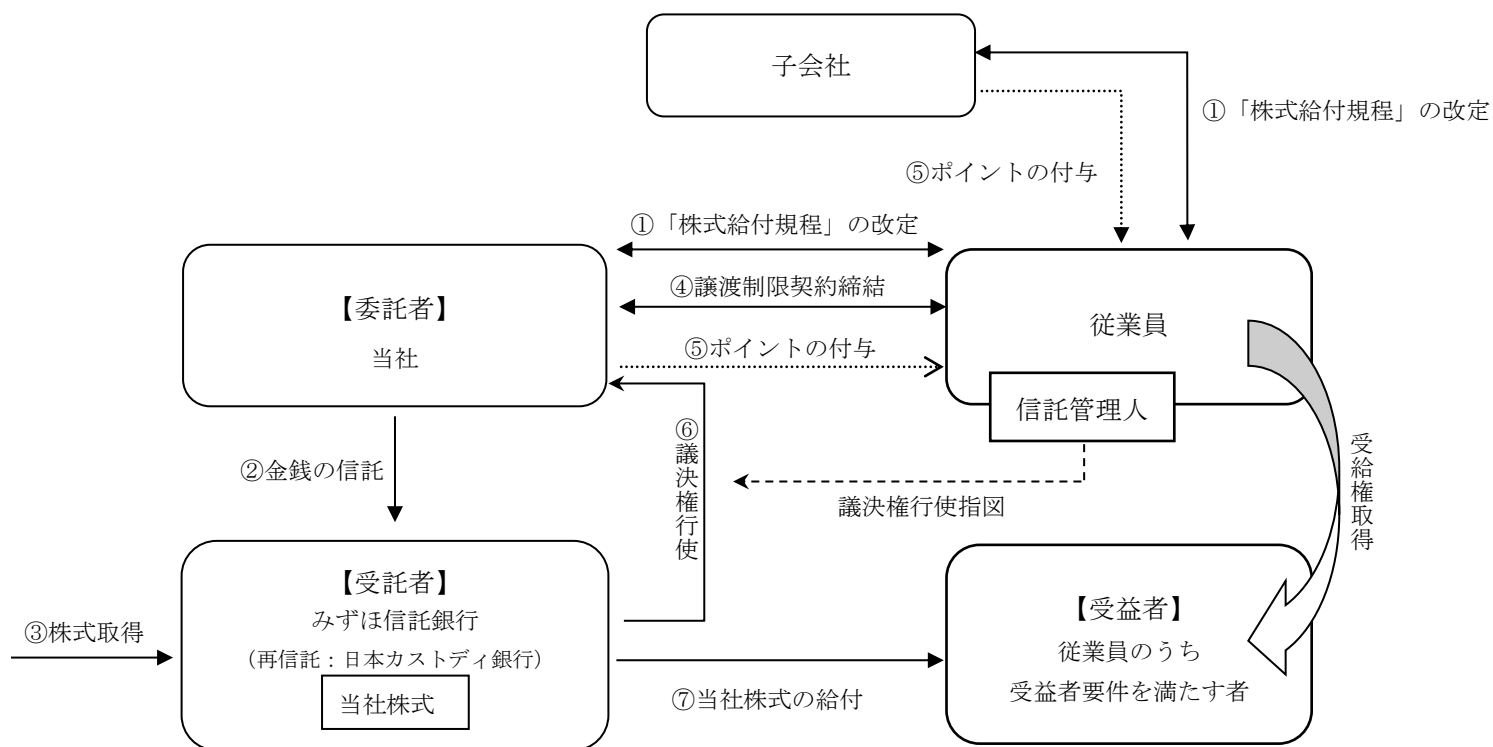
本制度は、米国の ESOP (Employee Stock Ownership Plan) 制度を参考にした信託型のスキームで

あり、予め当社グループが定めた「株式給付規程」に基づき、一定の要件を満たした当社グループの従業員に対し当社株式を給付する仕組みです。

当社グループは、従業員に対し個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、現行 J-ESOP 制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結している信託契約に基づいて設定されている信託（以下「本信託」といいます。）を通じ、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。現行 J-ESOP 制度に基づき、当社が拠出した資金を原資として本信託が取得し本信託内に残存する当社株式および金銭は、改定後は、本制度に基づく給付の原資に充当することとします。なお、従業員が在職中に当社株式の給付を受ける場合、従業員は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で譲渡制限契約を締結することとします。これにより、従業員が在職中に給付を受けた当社株式については、当該従業員の退職までの間、譲渡等による処分が制限されることとなります。

従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

【本制度の仕組み】



- ① 当社グループは、本改定に際し「株式給付規程」を改定します。
- ② 当社は、「株式給付規程」に基づき従業員に将来給付する株式を予め取得するために、みずほ信託銀行（再信託先：日本カストディ銀行）に金銭を信託（他益信託）します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 従業員は、当社との間で、在職中に給付を受けた当社株式について、従業員の退職までの間、譲渡等による処分が制限される旨、及び一定の当社による無償取得条項等を含む譲渡制限契約を締結します。
- ⑤ 当社グループは、「株式給付規程」に基づき従業員にポイントを付与します。

- ⑥ 本信託は、信託管理人の指図に基づき議決権を行使します。
- ⑦ 本信託は、従業員のうち「株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。

### 3. 本信託の概要

- (1) 名称 : 株式給付信託 (J-ESOP-RS)
- (2) 委託者 : 当社
- (3) 受託者 : みずほ信託銀行株式会社  
(再信託受託者 : 株式会社日本カストディ銀行)
- (4) 受益者 : 当社グループの従業員のうち「株式給付規程」に定める受益者要件を満たす者
- (5) 信託管理人 : 当社グループの従業員から選定
- (6) 信託の種類 : 金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託)
- (7) 信託の目的 : 「株式給付規程」に基づき信託財産である当社株式を受益者に給付すること
- (8) 本信託契約の締結日 : 2015年3月20日
- (9) 金銭を信託した日 : 2015年3月20日
- (10) 信託の期間 : 2015年3月20日から信託が終了するまで  
(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。)

以上